

経済産業大臣 萩生田光一 様

福島第一原子力発電所における  
ALPS処理水の取扱いに係る要望

令和4年8月3日

福島県知事 内堀 雅雄

大熊町長 吉田 淳

双葉町長 伊澤 史朗



A L P S 処理水の取扱いについては、国が昨年 4 月に基本方針を決定し、1 2 月に行動計画が策定され、現在、これらに基づき情報発信等の取組が進められているが、いまだ農林水産業を始めとする県内外の関係団体や自治体等から、新たな風評が生じることへの懸念や海洋放出に反対する意見、陸上保管による復興への影響を危惧する意見など、様々な意見が示されており、県民及び国民の理解が十分に得られているとは言えない状況にある。

加えて、当県の復興に向けては、原発事故前の暮らしを着実に取り戻しつつある中、福島第一原子力発電所における A L P S 処理水の取扱いによって、新たな風評が生じるのではないかという懸念がある一方で、復興の実現に向け、廃炉作業を安全かつ着実に進めなければならないという大きなジレンマを抱えている。

このような中、A L P S 処理水海洋放出関連設備の設置等については、先月 2 2 日に原子力規制委員会において、実施計画の変更が認可され、昨日 8 月 2 日には、県、大熊町及び双葉町において安全確保協定に基づき、設備の安全面を確認し、事前了解願いについて了解した。

一方、処理水の問題は、福島県だけではなく日本全体の問題であり、県民や国民の理解が極めて重要であることから、国においては、本県の実情を十分に理解の上、A L P S 処理水の処分によって、これまで県民が積み重ねてきた復興や風評払拭に向けた努力が水泡に帰すことのないよう、国が前面に立ち、関係省庁がしっかりと連携し、行動計画に基づき政府一丸となって万全な対策を徹底的に講じ、最後まで責任を全うするよう、次のとおり要望する。

## **1 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応**

### **(1) 関係者に対する説明と理解**

A L P S 処理水の取扱いについては、農林水産業や観光業の事業者を始め、県内外の自治体など、関係者の理

解が極めて重要であることから、引き続き、処理水の処  
分に関する基本方針等について、誠意を持って丁寧かつ  
十分な説明を重ねるとともに、関係者の声にしっかりと  
耳を傾け、その思いを真摯に受け止め、理解が深まるよ  
う取り組むこと。

## (2) 浄化処理の確実な実施

タンクに保管されている水の浄化処理について、処理  
過程の透明性を確保した上で、確実に実施するとともに、  
地元関係者等の立ち会いによる環境モニタリングの実施  
など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じ  
ること。

## (3) 正確な情報発信

国による国内外を対象とした認識調査では、トリチウ  
ムという言葉自体を始め、ALPS処理水に関する認知  
度は十分とは言えない状況にあることから、トリチウム  
に関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの  
処分状況、環境モニタリング結果はもとより、国による  
基本方針決定のプロセスなど、正確な情報について国内  
外の多くの方々の理解が深まるよう、政府一丸となった  
あらゆる手段による情報発信を行うこと。

## (4) 万全な風評対策と将来に向けた事業者支援

ア これまでの11年間という長い年月の間、原子力災  
害を起因として風評被害に苦しんできた農林水産業や  
観光業、商工業を始めとする幅広い事業者や、自治体、  
関係団体等から新たな風評を懸念する切実な意見が多  
数示されていることから、新たな風評を発生させず、  
事業者が将来に向け安心して事業を継続していけるよ  
う、断固とした決意を持って、万全な風評対策に全力  
で取り組むこと。

特に、処理水に伴う風評が強く懸念される水産業については、若い担い手を始めとした事業者が、将来にわたって安心して事業を営むことができるよう、水揚げされた水産物が適正な価格で取引され、しっかり売り切ることができる環境づくりに向けて、国が前面に立ち、生産から流通・消費に至る総合的かつ強力な対策を講じること。

さらに、農林業においても回復傾向にあった価格の下落や担い手の減少等が懸念されることから、生産力及びブランド力の一層の強化に向けた対策を講じること。

また、観光業については、浜通りはもとより、中通りや会津も含め、福島県内全域の観光事業者が新たな風評による影響を危惧していることから、国においては、こうした事業者の不安を払拭するため、国内外から県内全域への誘客促進等の更なる対策の強化に取り組むこと。

加えて、これらの対策については、長期にわたり十分な財源を確保するとともに、対策の実施状況や効果を確認しながら、支援内容の見直しや必要な追加対策を講じること。

イ 万が一、新たな風評が発生する場合の賠償については、県全域を対象とし、期間や業種を限定することなく、被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実に行うよう東京電力を指導するなど、国が最後まで責任を持って対応すること。

また、損害の立証に当たっては、事業者の負担とならない簡便かつ柔軟な方法により対応するよう、関係団体等の意見を十分に反映した上で、事業者等が納得できる明確な基準を構築するよう東京電力を指導すること。

## (5) 処理技術の継続的な検討

国においてトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、速やかにその活用を図るなど柔軟に対応すること。

また、東京電力が実施しているトリチウム分離技術の公募について、国内外に広く周知するとともに、現在の進捗状況や今後のスケジュールを明確に示し、県民や国民に分かりやすく発信するよう東京電力を指導すること。

## 2 ALPS 処理水希釈放出設備等の新設計画に関する東京電力への指導

ALPS 処理水希釈放出設備等の新設計画に関して、専門家や関係市町村の意見を踏まえ、福島県原子力発電所安全確保技術検討会が取りまとめた 8 項目の要求事項を確実に実行し、安全対策に万全を期すよう、強く東京電力を指導すること。

＜東京電力に対する 8 項目の要求事項＞

① ALPS 処理水に含まれる放射性物質の確認について  
希釈前の段階で国の規制基準値(トリチウムを除く)を下回ることを確認するための測定対象核種の選定にあたっては、除去対象 62 核種と炭素 14 以外についても、可能な限り実測定を行い、ALPS 処理水に含まれる核種の存在を明確にすること。

② ALPS 処理水の循環・攪拌における適切な運用管理について

測定・確認用設備 (K 4 タンク群) における測定試料の均質化については、水に溶けない粒子状の放射性物質を考慮して循環・攪拌の運用管理を行うとともに、排出後のタンク底部の残水や沈殿物の残存の影響を適切に監視すること。

- ③希釈用海水に含まれる放射性物質の管理について  
希釈用海水の取水については、5, 6号機取水路開渠の放射性物質が混入しないよう、運用開始までに除去等の対策を講じるとともに、取水した海水に含まれる放射性物質の濃度を定期的に監視すること。
- ④トラブルの未然防止に有効な保全計画について  
設備・機器の保全にあたっては、ALPS処理水希釈放出設備等が放射性液体廃棄物を管理して適正に環境へ放出するための重要設備であるという認識を関係者が共有して取り組むとともに、設備等のトラブルを未然に防ぐため、有効な保全計画を策定すること。
- ⑤異常時の環境影響低減のための対策について  
処理水の漏えいや意図しない放出などの異常発生に備え、環境影響拡大防止のための機動的対応を迅速かつ確実に実施できる手順書の整備、訓練による対応力の向上に努めること。また、機動的対応における時間的余裕を確保するため、設備面における重層的対策を講じること。
- ⑥短縮された工期における安全最優先の工事について  
設備・施設の設置にあたっては、補正申請で短縮されたスケジュールありきではなく安全最優先で進めること。特に、海底トンネル等の海洋での工事は厳しい環境が想定されるため、不測の事態に備え、リスク評価に基づいた安全対策を徹底すること。
- ⑦処理水の測定結果等の分かりやすい情報発信について  
処理水の測定結果や設備の運転状況等については、ホームページ等において常に最新の情報が確認できるよう公表するとともに、安全性に関する数値と比較するなど、分かりやすい情報発信に努めること。また、トラブルが発生した場合は、安全確保協定に基づき速やかに通報連絡するとともに、事象に伴う放射線影響等についても、正確で分かりやすい情報発信を行うこと。

⑧放射線影響評価等の分かりやすい情報発信について

「放射線影響評価結果(設計段階)」については、人及び環境への影響の程度を自然界のレベルと比較する等により県民に不安を与えることがないように、様々な媒体を使って分かりやすく説明すること。また、海域モニタリングにおける海水中のトリチウム濃度だけでなく、海底土や海洋生物への蓄積傾向と併せて、県民はもとより国内外に広く理解されるよう情報発信すること。

### 3 廃炉・汚染水対策に関する取組

(1) 新たに発生する汚染水の更なる低減

A L P S 処理水の放出量を抑制するため、汚染水発生量の更なる低減が重要であることから、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、更なる低減に向けて、フェーシングや凍土遮水壁などの重層的対策と建屋内滞留水処理を着実に進めるとともに、様々な知見や手法を活用し、原子炉建屋等への地下水や雨水等の抜本的な流入抑制対策に取り組むこと。

(2) 汚染水処理に伴い発生する二次廃棄物の安全な処理・処分

A L P S 等の浄化処理によって発生する汚泥や吸着塔などの二次廃棄物については、一時保管する廃棄物保管庫の建設を進め、周辺地域への線量影響を低減させるとともに、安全な処理・処分に向けた技術的な検討を進め、県外搬出の取組を確実に進めること。